

生前贈与シーズン到来—上手な贈与で資産形成を！

●贈与に向く財産、向かない財産

生前贈与もやり方を失敗すると、将来の相続税調査で「贈与契約そのものが無効」と認定されて、お終いです。

贈与する財産にも注意が必要！「贈与後に価値が下がる財産」は生前贈与には向きません。相続財産を減らす必要がある方ならなおさらです。住宅取得資金を贈与しても、建物に姿を換えた時点でいっしょに価値が下がるので、実はお勧めできません。

簡単そうな贈与にも注意が必要！専門家の知恵を借りてきちんと贈与し、翌年の贈与税申告も忘れず提出しましょう。



●よくある勘違い「贈与金額の計算」

贈与税は、1月1日から12月31日までに贈与を受けた金額合計について計算し、非課税となるのはそのうち110万円です。もらう金額ごとではありませんのでご注意ください！

18歳のA男くんが、おじいさんから100万円、お父さんから100万円をもらえば、合計200万円となって贈与税9万円がかかります。

生前贈与は家族で計画的によく相談しておきたいものですね。



●よくある勘違い「保険料の贈与」

契約者：子、受取人：子で、保険料は親の口座から引落しという生命保険契約を見かけることがあります。「子の代わりに負担する保険料は年間110万円もないので、贈与税はかからないだろう」というのは大間違い！

そのままでは、満期保険金や解約返戻金が親から子へ贈与となり、多額の贈与税がかかることに。子の保険契約では、毎年の保険料分のお金を先に贈与しておき、保険料は子が負担することがポイントです。



●相続税がかからないから、贈与は不要？

「相続税の心配がないから、生前贈与はしなくていい。」とは限りません！生前贈与のメリットは早くから子にまとまった財産を移せる点です。高齢になって親から相続で財産を引き継ぐより、早い時期から子供へ資金を贈与し、資産形成を始めさせておけば、子の将来のためになるのです。

特に現金贈与では、子が引き出して無駄遣いしないよう、小口で運用できるファンドなどで運用させておくのがお勧め。

相続税、贈与税共、近い将来増税となる可能性が高いため、贈与税が低いうちに贈与しておくこと、将来相続税がかかることを前提に対策を打っておくことも重要です。

●子の銀行口座の管理方法

★子名義の銀行口座の取引印は、親のハンコ

★子名義の通帳は親が管理。時には親の都合で引出している

→「名義借り」として扱われるリスク大！

取引印が親の印鑑と同じでは、親の借名口座(名義借り)と見られるリスク大です。また親の都合で、子の口座から引き出しできるのも問題！「名義借り」として、相続発生時には親の財産として相続税の対象になってしまいます。

未成年で作った口座も、大学入学や成人式などをきっかけに、本人に通帳と印鑑を管理させるなどしましょう。



●毎年110万円ずつ贈与

毎年同じ金額、時期などに贈与をしていると、「連年贈与、定期金贈与」とされるリスクがあります。最初から「10年間、毎年110万円ずつの贈与の約束があった」とみなされると、贈与の初年度にまとめて1,100万円相当の「定期金に関する評価の贈与」をしたことになり、多額の贈与税がかかってくることに…。

贈与はふと思いたってするものと心得て、「贈与時期」と「贈与額」はその時々で変えて贈与するのが得策です。もちろん贈与の証拠を残すために、あえて120万円を贈与して贈与申告しておくのも一つの方法です。

●年末年始のオススメ贈与プラン

クリスマスに310万円、お正月に310万円を贈与すると贈与税は40万円。620万円をまとめて贈与すると88万円ですから、2年に分けるだけでぐっと有利な結果に…。贈与税の納税資金だけを口座に残し、手取り580万円は運用に回しましょう。

たとえば小学校入学時と中学校入学時に上記贈与を実施して7%で運用しておけば、30歳の時点で4,600万円の資金が形成されることに！

30歳には4600万円！複利長期運用の効果

